

## [事案 2020-6] 入院給付金返還請求取消請求

・令和2年9月16日 裁定終了

### <事案の概要>

既に支払われた入院給付金の返還請求を受けたことを不服とし、返還請求の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

転落事故による腰部打撲傷等で入院したため（本入院）、平成30年7月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、給付金が支払われたが、後日別の給付金を請求したところ、調査が入り、本入院中に外泊した後の期間は、約款上の「入院」には該当しないとして、その期間の入院給付金の返還を求められた。しかし、以下等の理由により、給付金の返還請求を取り消してほしい。

- (1) 調査会社は中立の立場で調査していない。
- (2) 退院までのほとんどの時間を車椅子で過ごしており、独歩できたとしても歩行は不安定で、姿勢の崩れもあり、痛みも強かった。
- (3) 入院中の外出は少しでも歩く練習をするため、外泊は退院後の生活に慣れるために行ったもので、いずれも医師の許可を得て行った。
- (4) 入院中、診察室に呼ばれることもなかったが、これは自分が歩行困難なことを理解した上でのことだと思う。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本入院開始日の時点で、通院による治療が可能な状態であったと考えられるが、腰痛が強く、車椅子移動と日常生活動作で一部介助を要したとの記録から、入院当初は入院治療が必要であったと判断した。
- (2) しかし、本入院中の外泊からの帰院時に特段の問題がなかったとの記録があり、帰院時以降は通院による治療が可能な状態であったと判断した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、外泊後の入院は約款上の「入院」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。